

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

臨時的任用教職員及び会計年度任用職員に係る子育てサポート面談等の実施に
ついて（通知）

職員の育児休業等に関する条例の一部が改正され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されていることを踏まえ、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員について、より育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを推進するため、下記のとおり、教職員子育てサポートプランに基づく子育てサポート面談等を実施することとします。

つきましては、各市町村（学校組合）教育委員会におかれましては、各学校の管理職員が、対象となる職員との面談を任用後の早い段階で実施し、育児休業や育児関連休暇の取得について積極的に声かけを行い、育児休業中の業務をカバーする体制を整えるなど制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組んでいただくとともに、貴管内の教職員へもお知らせいただきますようお願いいたします。

記

1 具体的な取り組み

（1）教職員子育てサポートプランに基づく「育児に関する休暇取得支援プログラム」について（令和 3 年 4 月 22 日付け 3 高教福第 118 号教育長通知）を参考に、子育てサポート面談等を実施してください。

（2）子育てサポート面談等を実施した場合は、面談シート（別記様式 1（女性教職員用）、様式 2（男性教職員用））を高知県教育委員会に提出する必要はありません。

面談シートの写しの取扱いについては、県立学校教職員にあっては教職員・福利課（働き方改革推進担当）へ提出するよう県立学校長に通知していますので、参考としてください。

2 留意事項

（1）対象職員の把握

管理職員は、人事評価における期首面接の機会等を活用して子の出生予定を確認するなど、子どもが生まれる予定の職員の早期かつ確実な把握に努めてください。

（2）制度の周知、取得の勧奨

管理職員は、対象職員に対し、次の規定等を用いて、取得できる制度等についての情報提供を行い、育児に伴う休暇・休業の取得を勧奨してください。

ア 臨時的任用教職員

（ア）公立学校臨時的任用教職員取扱要綱

（イ）臨時的任用教職員の子育てに関する休暇制度等一覧

イ 会計年任用職員

（ア）会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱

（イ）会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する取扱要領

（ウ）会計年度任用職員の子育てに関する休暇制度等一覧

問い合わせ先

高知県教育委員会事務局教職員・福利課

人事企画担当

働き方改革推進担当

TEL : - - FAX : - -

臨時的任用教職員の子育てに関する休暇制度等一覧

1 休暇制度

取得時期	制度名	制度の概要	期間	男性職員	女性職員	種別
結婚後	結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のために取得できる休暇	結婚の日を含む6週間以内(公務等の都合によりこれによりがたい場合は、概ね1年以内)で <u>5日</u> (日単位) ※連続、断続での取得可能	○	○	有給
妊娠前	出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる休暇	<u>年5日</u> (当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合は <u>年10日</u>)(日又は時間単位)	○	○	〃
	(不妊治療のための)病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇 ※疾病の療養を目的としているため、不妊の原因のある側の取得に限る	最大10日(日数は任期に応じて異なる)	○	○	〃
妊娠中	妊産婦の健康診断休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条及び第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合に取得できる休暇	1回につき、1日の正規の勤務時間内で必要と認める時間 ・妊娠6月までは4週間に1回 ・妊娠7月から9月までは2週間に1回 ・妊娠10月から分べんまでは1週間に1回 ・産後1年まではその間に1回 ※1月は28日として計算。医師等の特別の指示があった場合は、指示された回数。	—	○	〃
	妊娠疾病休暇	女性の職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	妊娠中及び出産後1年以内で必要があると認められる期間 (日又は時間単位)	—	○	無給
	妊婦の通勤緩和休暇	妊娠中の女性職員が通勤に交通機関又は交通用具を利用する場合で、その混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに取得できる休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間	—	○	有給
	分べん(産前産後)休暇	女性職員の母性を保護するため労働基準法に基づき認められている休暇	(産前)出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産の日までの期間 (産後)出産の日の翌日から8週間(多胎妊娠による出産の場合にあっては、10週間)。ただし、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の出産の場合にあっては、10週間	—	○	〃
出産後	配偶者の出産休暇	妻の出産に伴う入退院の付き添い等を行う男性職員が取得できる休暇	配偶者が出産のため入院する等の日から、出産の日後2週間の期間に <u>3日</u> (日又は時間単位)	○	—	〃
	男性職員の育児参加休暇	妻の産前産後期間中に、生まれてくる子又は小学校入学前の子を養育する男性職員が取得できる休暇	出産予定日の8週間前(小学校入学前の子がある場合のみ)から出産後8週間の期間に <u>5日</u> (日又は時間単位) ※多胎妊娠の場合は産前14週(小学校入学前の子がある場合のみ)から産後10週間の期間に5日	○	—	〃
	育児時間	1歳に達しない子を養育する職員が授乳や保育所への送迎を行う場合に取得できる休暇 注:男性職員にあっては、配偶者がその子を育てる(世話する)ことができない場合に限ります。	1日2回、1回30分以内	○	○	無給

取得時期	制度名	制度の概要	期間	男性職員	女性職員	種別
出産後	看護休暇	ア 小学校就学の始期に達するまでの子（満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで。以下同じ。）が負傷又は疾病等のために看護を必要とする場合において、他に看護可能な家族がいる場合であっても子の看護を行う必要がある場合に取得できる休暇 イ 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く）が負傷又は疾病等のため職員が看護する必要がある場合において、職員以外に看護者がいない場合に取得できる休暇	ア 小学校就学の始期に達するまでの子 年5日（2人以上の場合は10日） イ 配偶者及び二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く） 年5日 ※ ただし、ア又はイの期間すべてを取得した後、中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合はさらに2日の範囲内での取得が可能（それぞれ日又は時間単位）	○	○	有給

2 時間外勤務の制限等

取得時期	制度名	制度の概要	男性職員	女性職員
妊娠中	時間外勤務及び深夜勤務の制限	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の深夜勤務及び正規の勤務時間以外の勤務を制限する制度	—	○
	休息又は補食を必要とする場合の職専念義務の免除	妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があり、休息又は補食を必要とする場合に職務専念義務を免除される制度 ※母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく医師等の指導事項に基づいて行う	—	○
出産後	時間外勤務の免除	3歳に満たない子がいる職員は、子の養育のために、時間外勤務の免除を請求できる制度 ※請求した職員の業務を処理するために措置を講ずることが著しく困難な場合や災害など臨時の業務は除く	○	○
	時間外勤務の制限	小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員は、子の養育のために、時間外勤務の制限（1月24時間まで、1年 150時間まで）を請求することができる制度 ※請求した職員の業務を処理するために措置を講ずることが著しく困難な場合や災害など臨時の業務は除く	○	○
	深夜勤務の制限	小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時まで。）において常態として当該子を養育することができる場合を除く。）は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求することができる制度 ※公務の運営に支障がある場合は除く	○	○

3 休業制度等

制 度	制度の概要	給 与 等		
		給料、報酬	期末手当	その他諸手当
部 分 休 業	3歳に達するまでの子を養育する職員が1日の勤務時間のうち部分的に休業することを認められる制度	休業した時間数に応じて減額して支給される。	全額支給される。	基準日(6/1又は12/1)以前6か月以内に日に換算して、30日に達するまでの期間は勤務期間から除算されない。
	※1日の正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位とし、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(最長2時間)			
	注:育児休暇が認められている場合は、育児休暇と部分休業とを併せて1日2時間以内又は1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(最長2時間)			
	※配偶者の就業等の状況に関わらず取得可能			

会計年度任用職員の子育てに関する休暇制度等一覧

※ 勤務形態によっては利用できない制度もありますので、取得要件等の詳細については、「会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱」において確実に確認してください。

1 休暇制度

取得時期	制度名	制度の概要	期間	男性職員	女性職員	種別
結婚後	結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のために取得できる休暇	結婚の日を含む6週間以内(公務等の都合によりこれによりがたい場合は、概ね1年以内)で <u>5日</u> (日単位) ※連続、断続での取得可能	○	○	有給
妊娠前	出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる休暇	<u>年5日</u> (当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合は <u>年10日</u>) (日又は時間単位)	○	○	〃
	(不妊治療のための)病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇 ※疾病の療養を目的としているため、不妊の原因のある側の取得に限る	最大10日(日数は任期・勤務形態に応じて異なる) ※週20時間未満勤務の者は無給	○	○	〃
妊娠中	妊産婦の健康診断休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条及び第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合に取得できる休暇	1回につき、1日の正規の勤務時間内で必要と認める時間 ・妊娠6月までは4週間に1回 ・妊娠7月から9月までは2週間に1回 ・妊娠10月から分べんまでは1週間に1回 ・産後1年まではその間に1回 ※1月は28日として計算。医師等の特別の指示があった場合は、指示された回数。	—	○	〃
	妊娠疾病休暇	女性の職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	<u>妊娠中及び出産後1年以内で必要があると認められる期間</u> (日又は時間単位)	—	○	無給
	妊婦の通勤緩和休暇	妊娠中の女性職員が通勤に交通機関又は交通用具を利用する場合で、その混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに取得できる休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて <u>1時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間</u>	—	○	有給
	分べん(産前産後)休暇	女性職員の母性を保護するため労働基準法に基づき認められている休暇	(産前) <u>出産予定日の8週間</u> (多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産の日までの期間 (産後) <u>出産の日の翌日から8週間</u> (多胎妊娠による出産の場合にあっては、10週間)。ただし、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の出産の場合にあっては、10週間	—	○	〃
出産後	配偶者の出産休暇	妻の出産に伴う入退院の付き添い等を行う男性職員が取得できる休暇	配偶者が出産のため入院する等の日から、出産の日後2週間の期間に <u>3日</u> (日又は時間単位)	○	—	〃
	男性職員の育児参加休暇	妻の産前産後期間中に、生まれてくる子又は小学校入学前の子を養育する男性職員が取得できる休暇	出産予定日の8週間前(小学校入学前の子がある場合のみ)から出産後8週間の期間に <u>5日</u> (日又は時間単位) ※多胎妊娠の場合は産前14週(小学校入学前の子がある場合のみ)から産後10週間の期間に5日	○	—	〃
	育児時間	1歳に達しない子を養育する職員が授乳や保育所への送迎を行う場合に取得できる休暇 注:男性職員にあっては、配偶者がその子を育てる(世話する)ことができない場合に限ります。	1日2回、1回30分以内	○	○	無給

取得時期	制度名	制度の概要	期間	男性職員	女性職員	種別
出産後	看護休暇	ア 小学校就学の始期に達するまでの子（満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで。以下同じ。）が負傷又は疾病等のために看護を必要とする場合において、他に看護可能な家族がいる場合であっても子の看護を行う必要がある場合に取得できる休暇 イ 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く）が負傷又は疾病等のため職員が看護する必要がある場合において、職員以外に看護者がいない場合に取得できる休暇	ア 小学校就学の始期に達するまでの子 年5日（2人以上の場合は10日） イ 配偶者及び二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く） 年5日 ※ ただし、ア又はイの期間すべてを取得した後、中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合はさらに2日の範囲内での取得が可能（それぞれ日又は時間単位）	○	○	有給

2 時間外勤務の制限等

取得時期	制度名	制度の概要	男性職員	女性職員
妊娠中	時間外勤務及び深夜勤務の制限	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の深夜勤務及び正規の勤務時間以外の勤務を制限する制度	—	○
	休息又は補食を必要とする場合の職専念義務の免除	妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があり、休息又は補食を必要とする場合に職務専念義務を免除される制度 ※母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく医師等の指導事項に基づいて行う	—	○
出産後	時間外勤務の免除	3歳に満たない子がいる職員は、子の養育のために、時間外勤務の免除を請求できる制度 ※請求した職員の業務を処理するために措置を講ずることが著しく困難な場合や災害など臨時の業務は除く	○	○
	時間外勤務の制限	小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員は、子の養育のために、時間外勤務の制限（1月24時間まで、1年 150時間まで）を請求することができる制度 ※請求した職員の業務を処理するために措置を講ずることが著しく困難な場合や災害など臨時の業務は除く	○	○
	深夜勤務の制限	小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時まで。）において常態として当該子を養育することができる場合を除く。）は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求することができる制度 ※公務の運営に支障がある場合は除く	○	○

3 休業制度等

制度	制度の概要	給 与 等															
		給料、報酬	期末手当	その他諸手当													
育児休業	2歳未満(2歳に達する日(誕生日の前日)まで)の子を養育する職員が一定期間休業することを認められる制度 ※男性職員は、(配偶者の)出産後8週間の期間内に、最初の育児休業をした場合は、特別の事情がなくても、再度の育児休業をすることができる。 ※配偶者の就業等の状況に関わらず取得可能	支給されない。	基準期間内(基準日(6/1又は12/1)以前6か月)に育児休業を取得した期間に応じて次のとおり。(※) <table><tr><td>1回の育児休業にかかる承認期間</td><td>期間率(支給割合)</td></tr><tr><td>1月以下</td><td>100／100</td></tr><tr><td>1月超えて2月以下</td><td>80／100</td></tr><tr><td>2月超えて3月以下</td><td rowspan="4">60／100</td></tr><tr><td>3月超えて4月以下</td></tr><tr><td>4月超えて5月以下</td></tr><tr><td>5月超えて6月未満</td></tr><tr><td>全期間</td><td>支給なし</td></tr></table> ※ 期末手当は1月以下の短期の育児休業であれば全額支給される。 ※ 勤勉手当は1月以下の短期の育児休業であれば期間率は100／100となる。	1回の育児休業にかかる承認期間	期間率(支給割合)	1月以下	100／100	1月超えて2月以下	80／100	2月超えて3月以下	60／100	3月超えて4月以下	4月超えて5月以下	5月超えて6月未満	全期間	支給なし	支給されない。
	1回の育児休業にかかる承認期間	期間率(支給割合)															
1月以下	100／100																
1月超えて2月以下	80／100																
2月超えて3月以下	60／100																
3月超えて4月以下																	
4月超えて5月以下																	
5月超えて6月未満																	
全期間	支給なし																
部分休業	3歳に達するまでの子を養育する職員が1日の勤務時間のうち部分的に休業することを認められる制度 ※1日の正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位とし、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(最長2時間) 注:育児休暇が認められている場合は、育児休暇と部分休業とを併せて1日2時間以内又は1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(最長2時間) ※配偶者の就業等の状況に関わらず取得可能	休業した時間数に応じて減額して支給される。	全額支給される。 基準日(6/1又は12/1)以前6か月以内に日に換算して、30日に達するまでの期間は勤務期間から除算されない。	支給される。													